

入会規程

【特別会員】

手付金等保証事業等を行うもので、本協会の目的に賛同し入会した団体。

(1)入会資格

- ①近畿2府4県に事業所を有し、手付金等保証事業等に関する業務を営み、正会員の紹介があること。
- ②会社の資本金は1千万円以上とする。
- ③上記入会資格について、理事会で認められた場合はこの限りではない。

(2)特別会員が利用できる事業内容

- ①住宅瑕疵担保責任保険（特保住宅）の利用並びに近畿圏不動産流通機構「レインズ」の登録・利用以外の事業への参加

(3)提出書類

- ①入会申込書（別添様式）
- ②会社概要書
- ③本社の所在を示す図面
- ④業務用パンフレットなど参考となる資料

(4)会費および入会金

- ①入会金 なし
- ②会費 24万円(年間)

(5)問い合わせ先

協会事務局

電話 06-4963-3669

E-mail info_kanjukyo@kanjukyo.or.jp